

会計年度任用職員募集案内

『マイナンバーカード事務従事員』

（令和8年度採用）

令和8年4月から、みやま市役所（支所を含む）でマイナンバーカード事務に従事する会計年度任用職員として働く方を募集します。任用の詳細については、下記募集案内を確認して、別添の会計年度任用職員申込書により申し込みください。

採用条件

地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
人
- ・みやま市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること
を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

申込期間

令和8年2月18日（水）から3月4日（水）まで（閉庁日・閉庁時間を除く）
(開庁時間8:30~17:00)【必着】

申込み手続き

『会計年度任用職員申込書』を申込先に郵送または持参してください。

選考方法

書類審査や面接試験などにより採用を決定します。（次の職種一覧を確認ください）

試験日程

令和8年3月中旬を予定しており、申込締切後に試験の日程等を通知します。

募集する職、採用予定人数、報酬、勤務条件等

下記の表の通りです。

勤務条件によって、賞与・通勤費の支給や、年次有給休暇・特別休暇の付与があります。

任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

条件付き採用期間

初めの1カ月は条件付採用となり、成績不良の場合は免職となります。

次年度の任用について

勤務成績による再度の任用制度有

（※機構改革や人員配置の見直しにより、職が廃止になった場合を除く）

社会保険

勤務条件によって、健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用される場合があります。

公務災害

市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。

服務規程

勤務の内外で、全体の奉仕者として守らなければならない「服務」が適用されることになります。具体的には、①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、④守秘義務、⑤職務専念義務、⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止といった内容となります。これらの服務規律に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

兼業の取り扱い

パートタイム会計年度任用職員は、原則として兼業することが認められますが、「職務専念義務」や「信用失墜行為の禁止」等の服務規律の適用となるため、それに反する場合は認められません。確認のために、兼業に関し事前の届出が必要となります。

※兼業が認められない場合の例

- ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合（本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合など）
- ・兼業を行うことで職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ・兼業を行うことで本市の信用を損なうおそれがある場合

職名	募集内容
マイナンバーカード事務従事員	<p>業務内容：主にマイナンバーカードに関する業務</p> <p>応募資格：①窓口応対、電話対応業務ができる方 ②基本的なパソコンの操作（エクセル・ワード等）ができる方 ③普通自動車運転免許を有する者（AT限定可） マイナンバー関連業務に従事経験のある方はなお望ましい。</p> <p>勤務日数：週4日（土・日勤務の場合あり）</p> <p>勤務時間：8：30～17：00（休憩45分）</p> <p>勤務場所：みやま市役所 市民課住民係及び支所</p> <p>募集人数：11人程度</p> <p>報酬：日額9,919円程度</p> <p>選考方法：書類選考、面接</p> <p>試験日程：令和8年3月中旬予定（詳細は申込締切後に通知します。）</p> <p>申込先：〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地 みやま市役所 市民課住民係 TEL：0944-64-1513</p>